

児童手当制度が変わります

児童手当制度が令和6年10月分（12月支給分）から変わります。改正内容は下の表のとおりです。

次のかたは手続きが必要です。必要書類を送付していますので、期限までの提出をお願いします。

※子どもの住所が長島町にない場合など、必要書類の送付ができないことがありますので、問い合わせください。

問い合わせ先

役場福祉事務所子育て支援係

☎(86) 1146

【公務員】

子どもの保護者が公務員の場合は、勤務先（所屬庁）が児童手当の手続き先です。問い合わせなどは、それぞれの勤務先（所屬庁）へお願いします。

①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育しているかた

②所得上限限度額超過で児童手当（特例給付）の支給対象外であるかた

③新たに多子加算の対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子どもと高校生年代までの児童の合計人数が3人以上のかた

		改正前（令和 6 年 9 月分まで）		改正後（令和 6 年 10 月分から）	
支給対象		中学校終了までの国内に住所を有する児童 （15 歳到達後の最初の年度末まで）		高校生年代までの国内に住所を有する児童 （18 歳到達後の最初の年度末まで）	
手当 月額	3 歳未満	15,000 円		15,000 円	第 3 子以降 30,000 円
	3 歳から 小学校修了まで	10,000 円	第 3 子以降 15,000 円	10,000 円	
	中学生	10,000 円		10,000 円	
	高校生年代	なし		10,000 円	
所得制限		所得制限あり		所得制限なし	
支給期月		年 3 回（2 月、6 月、10 月）		年 6 回 （2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月）	
多子加算のカウント		親などの経済的負担がある 18 歳年度末までの子		親などの経済的負担がある 22 歳年度末までの子	

コミュニティ活動を活性化

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。

令和6年度、この助成金を受けて、城川内自治公民館では鉦

踊りの備品を整備しました。

今後も、地域に根差したコミュニティ活動の活性化が期待されます。

問い合わせ先

役場企画財政課企画調整係

☎(86) 1134「直通」



※備品には、シールを貼り付けています。

